

第 603 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 15 年 2 月 14 日（金） 14:00～14:35
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 部会報告
- (2) その他

4 配布資料

- 1) 部会の開催状況
- 2) 指定統計調査の承認等の状況（平成 15 年 1 月分）
- 3) 平成 14 年 12 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 12 号）
- 4) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省須田統計調査部長、厚生労働省渡辺統計情報部長、
農林水産省山本統計情報部長、同河崎構造統計課長、
国土交通省中西情報管理部長、東京都平間経済統計課長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省大林統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 部会の開催状況

○ 農林水産統計部会

平成 15 年 2 月 7 日に開催された第 83 回農林水産統計部会（議題：「平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス（仮称）の計画について」）の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

飯島委員）基礎的な事実関係を確認したいが、現在、各国・地域との経済統合と言いますか、F T A（自由貿易協定）や E P A（経済連携協定）が広く国際的に検討されており、日本においても同様の動きがある。そういう中であって、農業・漁業問題は W T O（世界貿易機関）を中心として議論されているが、漁業については、今回のこの調査で輸出と輸入の実態は明らかになるのか。また、水産加工の段階において、国産品と輸入品が仕分けされた統計も出てくるのか。そのような観点から、海外との関係における統計が、今後どのような形で調査されるのか伺いたい。

須田部会長）部会審議ではそのような点は議論されなかった。実施部局から回答いただきたい。

河崎課長）委員の言われたような全体的な輸出・輸入に関しては、この調査とは別の通関関係の統計で把握するものではないかと思う。ただし、水産加工場については、原料の仕入先として輸入品も把握することになっている。

飯島委員）特に消費者の面からみると、輸入された魚であるか、国内産の魚であるかについて

は、それほど大きな差はない。

しかし、漁業従事者からみると職域を奪われるという生活権に関わることであり、雇用の問題が大きくクローズアップされる。したがって、そういう問題に対する観点からの調査も何らかの形で実施する必要があるのではないか。

河崎課長) その点については、今申し上げた水産加工場の調査に原料の仕入先としての輸入品の割合及び海上作業の外国人就労者の項目を今回新たに加え、そういったことをとらえることにしている。

飯島委員) もう一つ伺いたいのは、例えば、日本の場合は水産加工関係のコストが高いことから、海外で漁獲したものを海外で缶詰等の製品に加工し、日本に輸入するといったような統計も、この調査で分かるのか。

河崎課長) そこまでは把握できない。水産物の供給のところまで視野を広げるべきだという考えもあるが、この調査はあくまでも生産を中心とする漁業構造を把握するために実施している。

竹内会長) 生産統計という意味では、それでよいと思う。しかし、流通統計では、最近、エビに衣を付けて揚げる寸前あるいは揚げるところまで外国で加工・処理してから持ち込まれるなど、ほとんど完成品に近い状態で輸入しているものがある。流通統計の調査では、そのような方向からもとらえられるのか。

河崎課長) 別途、承認統計である水産物流通統計により把握している。

竹内会長) 通関統計だけでは不十分だと思われる。

飯島委員) 日本で水産加工していた業者が、日本のコスト高を原因に海外で加工することによって、日本の水産加工従事者の職が奪われてしまうということに対する実態把握も必要ではないか。日本の産業空洞化というのは、そういうところに大きなポイントがあり、各産業界でも問題視している。

つまり、これからは生産、流通の面からのアプローチではなく、加工段階から流通段階まで国際関係の絡みも含めて調査を行う必要があるのではないか。

須田部会長) 漁業センサスの調査範囲を加工、海外関係等まで広げていくことは難しいだろう。別途調査を行うことになるのではないか。

飯島委員) これは時系列的なトレンドで追っていくしかない。私の会社も承認統計の繊維流通統計調査を受けているが、現実的には次々と廃業あるいは雇用者が減少している。それをトレンドでしか把握できず、減少している原因は別途分析しなければ分からない。ただし、事実関係のデータだけは、しっかり押さえておく必要があると思われる。

今後、海外とのFTA締結に際して、農林漁業関係が問題になり、生活権あるいは雇用問題のデータを求められた場合、しっかりとデータに基づく説明ができなければ、感情論での議論のすり替えになってしまう危険性がある。

須田部会長) 従業者自体のデータは把握することとしている。

飯島委員) 事業所の雇用の実態面からもアプローチしていく必要があるのではないか。

竹内会長) 飯島委員の御指摘は、農林業関係でも当てはまる。例えば、ネギ、シイタケ等にセーフガードを適用した際には、その損害額についてはデータがないため分からなかった。

飯島委員) 数字としては公表されていたが。

竹内会長) 信憑性については、いささか疑問である。流通統計と生産統計は、統計としての役割分担は違うが、データを結び付けて分析が可能となるようにしておくことが重要だろう。

冷凍・冷蔵工場及び水産加工場については、工業統計調査の調査対象事業所との重複関係という話がある。このことは、農産物についても同様であるが、農産物及び水産物の加工と工業統計の関係は有機的にとらえられるのか。

河崎課長) 従来、漁業センサスは、漁港の周辺、いわゆる沿海部のみを把握する調査であったが、それでは工業統計と母集団がどのように重複しているのか分からないということから、今回、冷凍・冷蔵工場の調査と水産加工場の調査を一本化した上で、非沿海部の内陸部まで調査をすることとしている。

竹内会長) しかし、漁業センサスは周期調査であり、その間の年は年次調査である工業統計調査でとらえることになるが、それはデータとして結び付けることができるのか。

河崎課長) 同じ母集団を対象とした承認統計が別途あり、その調査についても工業統計の母集団との関係を更に検証していきたいという趣旨である。

舟岡委員) 水産加工場の調査は、水産加工場の従業者数や事業内容に加えて、冷凍倉庫の能力を把握するものでもある。

冷凍倉庫については、工業統計調査の調査対象事業所であり、その能力等については、有形固定資産残高から推計するという手順が必要ではあるが、工業統計で推計による把握が可能である。ところが、水産加工場が所有する冷凍倉庫については把握されていないことから、水産加工場の調査が必要とされた。

冷凍倉庫の全数調査に加え、稼働率等を標本調査で把握できれば、年ごとの在庫量が分かる。つまり、在庫の保有能力と現在の在庫量の両面をとらえるのが冷凍・冷蔵工場及び水産加工場についての調査であると言える。

清水委員) 海面漁業地域調査及び内水面漁業地域調査の調査客体は、何でとらえているのか。

河崎課長) 主には、市町村と漁業協同組合である。

清水委員) 事実上の生産活動は、漁家でとらえているのか。

河崎課長) そのとおり。

清水委員) 漁業の直接の生産現場は漁船であるが、漁船の船籍はこの調査では考慮に入れないのか。

河崎課長) 経営体調査の中でとらえている。

清水委員) もう一度確認するが、この調査の調査客体は事業所ということか。

河崎課長) それぞれの調査によって異なるが、経営体調査では漁家あるいは漁業会社であり、冷凍・冷蔵工場、水産加工場調査ではそれを営んでいる企業が調査客体である。地域調査では、市町村ないしは漁業協同組合となっており、調査によって客体が異なる。

清水委員) 名簿の整備は、それぞれの客体ごとに整備されてきたのか。

河崎課長) そのとおり。

清水委員) 先ほど申し上げた調査については、標本調査への移行が検討されているが、一方では部会において、母集団名簿をいかに整備するかということが議論になっている。この議論との関係はどのように考えているのか。

河崎課長) 今、水産統計全体の体系を整備していく中で、母集団情報の整備としてのセンサス

の位置付けについて議論していただいているところである。それをきちんとした上で、承認統計等、他の統計の母集団名簿に活用していくという段取りで、これから進めていこうと考えている。

舟岡委員) 補足であるが、水産物流通調査の陸上加工調査は全数調査である。漁業センサスが水産に関する統計の根幹であり、名簿整備を行う役割を持つとの位置付けになると、その名簿を利用することによって各種の承認統計まで含めた統計調査について簡素化が図れる。しかし、現状はその逆であり、承認統計で全数調査し、漁業センサスではそのうちの一部の標本しか調査していないケースもある。

今回、そのすべてにとりあえず網をかけて母集団把握を行った後、母集団名簿として有効に活用できるということを確認したうえで、それに後続する各種の統計調査を再編成できるのではないかとの趣旨で議論がなされている。

竹内会長) その趣旨はよく分かるが、今回諮問の漁業センサスは、今後の統計体系の整備に向けてという面が随分あると思うが、その進行状況については、今後の審議会でもある程度の報告は頂けるのか。つまり、承認統計であるから審議会に報告しなくてもよいということになると、その後の状況がつかめなくなる。

承認統計であっても指定統計と密接に関連するものは、報告していただくこともできることから、進行状況については、次回の漁業センサスの時までということになるかもしれないが、適当な場でその報告を頂きたい。

清水委員) 特殊な例かもしれないが、漁業経営体調査の調査客体となっている事業所がある漁業を海面上で行うとき、外国船籍の船を使い、外国人漁師を雇用して漁獲された魚は輸入品になるのか、それとも国内漁業活動の生産となるのか。

河崎課長) それは輸入品となる。

清水委員) この調査でその識別は可能なのか。

河崎課長) 可能である。

清水委員) 輸入品であることを認定するためには、船籍が外国籍であり、かつ従業者は外国人であるということ把握しなければならないということか。

竹内会長) 会社は日本であっても、船が外国船籍であれば調査対象とはならないのではないか。

清水委員) しかし、そのような漁業を営みながら、一方で国内船籍の船を所有して漁業を行っている場合もある。調査客体の会社からみると、同じマグロであっても国内船籍、外国船籍の2つの船から揚がると識別は付くのか。

竹内会長) 一方は輸入品で、もう一方は国産品となる。

河崎課長) 漁船の利用の仕方は法律的に色々と決められており、漁業センサスの対象となる漁船も特定できることから、結果的には識別が可能である。

飯島委員) 漁船の乗組員や水産加工場で雇用した外国人も、従業者として把握するのか。

河崎課長) 漁船については、今回から外国人の乗組員数も把握することとした。一方、水産加工場でも外国人労働者がいるという事実は当省も認識しているが、今回のセンサスではそこまで区別して把握する予定はない。

飯島委員) これは国の統計全般に言えることであるが、各種の統計から外国人の従業者についての項目が削られている。人材の外国籍化が進んでいる中で、経済の実態を的確に把握するためには、労働生産性、あるいは雇用面を含めて考え、外国人雇用の状況もと

らえないと、全貌を把握していない状態にならないか。

竹内会長) 飯島委員の御指摘には二つの側面がある。

一つには、外国人が働いている場合に、それが従業者数の中に含まれているのかどうかという問題があるが、これについては建前として当然含まれている。しかし、実際は不法就労等で欠落しているのではないかという問題がある。

もう一つは、外国人が含まれているとした場合、そのうち何人が外国人であるかということを明確に調べる必要があるのではないかという問題がある。

飯島委員が問題にされているのは、どちらの問題か。

飯島委員) 現に、その調査時点において現場で働いている外国人労働者を把握する必要があるということである。

河崎課長) 外国人かどうかは区別はしないが、水産加工場に従事している従業者数については外国人従業者も含めて把握する予定である。

飯島委員) 雇用政策等を考えた場合、そろそろ区分する時代が来ているのではないか。

竹内会長) 外国人の雇用状況に対する調査は、標本調査でもよいので、すべての産業を通じてもう少し全面的に行う必要があるのではないか。

飯島委員) 全くそのとおりである。

竹内会長) むしろ厚生労働省関係の観点から実施する必要があるのではないか。

飯島委員) 全産業を通じて実施すべきだろう。

(2) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成 15 年 1 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「学校保健統計調査」、「学校基本調査」及び「建築着工統計調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 2 による報告が行われた。